

営業許可申請書・営業届（新規・継続）の書き方
例）新規（自動車）で、個人が仕入れた弁当（包装品）などを販売する場合

個人の場合

（表）

第3号様式（第3条関係）

【許可・届出共通】

中野区保健所長 宛て

令和7年 1月 1日

整理番号： 申請者、届出者による記載は不要です。

「新規」に○をつける。

「第57条第1項」に○をつける。営業届出の情報がオープンデータとして公開されることに不都合がある場合は✓する。

申請者の住所（住まい）、氏名、生年月日、電話番号等を記載する。

・自動車での営業等、移動しながら営業する場合は、主たる営業地を記載する。
※営業場所を管轄する保健所ごとに届出が必要。
・店名を記載する。

食品衛生責任者の氏名、資格の種類を記載する。
※下記参照

営業施設で主として取り扱う食品等について記載する。（別添 表1から選択）
その他の取り扱う食品欄に取扱う食品等を記載する。

「自動車」と記載する。

代表的な業種を記載する。（別添 表2から選択）
備考欄に自動車登録番号を記載する。

手続きの担当者の氏名、電話番号を記載する。

※裏面の記載は不要

食品衛生責任者の資格

資格の種類の略称は以下のとおりです。該当するものに○を付けてください。

食管：食品衛生管理者 食監：食品衛生監視員 調：調理師 製：製菓衛生師 栄：栄養士
船舶：船舶料理士 と畜：衛生管理責任者（と畜場法） 食鳥：食鳥処理衛生管理者

食品衛生責任者の養成講習会を受講した方は都道府県知事等の講習会に○をつけ、受講した講習会の名称（都道府県名等）と受講年月日を記入してください。

営業許可申請書・営業届（新規・継続）の書き方
例）新規（自動車）で、法人が仕入れた弁当（包装品）などを販売する場合

法人の場合

（表）

第3号様式（第3条関係）

【許可・届出共通】

中野区保健所長 宛て

令和7年 1月 1日

整理番号： 申請者、届出者による記載は不要です。

「新規」に○をつける。

「第57条第1項」に○をつける。営業届出の情報がオープンデータとして公開されることに不都合がある場合は✓する。

申請者の住所、氏名、代表者名、法人番号（13桁）を登記のとおりに記載する。その他、電話番号等についても記載する。

・自動車での営業等、移動しながら営業する場合は、主たる営業地を記載する。
※営業場所を管轄する保健所ごとに届出が必要。
・店名を記載する。

食品衛生責任者の氏名、資格の種類を記載する。
※下記参照

営業施設で主として取り扱う食品等について記載する。（別添 表1から選択）
その他の取り扱う食品欄に取扱う食品等を記載する。

「自動車」と記載する。

代表的な業種を記載する。（別添 表2から選択）
備考欄に自動車登録番号を記載する。

手続きの担当者の氏名、電話番号を記載する。

※裏面の記載は不要

食品衛生責任者の資格

資格の種類の略称は以下のとおりです。該当するものに○を付けてください。

食管：食品衛生管理者 食監：食品衛生監視員 調：調理師 製：製菓衛生師 栄：栄養士
船舶：船舶料理士 と畜：衛生管理責任者（と畜場法） 食鳥：食鳥処理衛生管理者

食品衛生責任者の養成講習会を受講した方は都道府県知事等の講習会に○をつけ、受講した講習会の名称（都道府県名等）と受講年月日を記入してください。

表1 主として取り扱う食品等

分類	主として取り扱う食品等
自動販売機	飲料自動販売機 食品自動販売機
農産食品	米穀 麦類 雑穀 豆類（種子用及び未熟のものを除く。） 粉類（雑粉、豆粉、いも粉等を含む。） でん粉 野菜 果実 その他の農産食品
畜産食品	生鮮肉類（冷蔵又は冷凍鮮肉を含むが冷凍食品は除く。） 乳 食用鳥卵 はちみつ その他の畜産食品（加工製品を除く。）
水産食品	魚類 貝類 水産動物類（魚類、貝類及び海産ほ乳類を除く。） 海産ほ乳動物類 海藻類
農産加工食品	野菜加工品 果実加工品 茶、コーヒー及びココアの調整品 香辛料 めん、パン類 穀類加工品 菓子類 豆類の調整品 その他の農産加工食品
畜産加工食品	肉製品 酪農製品 加工卵製品 その他の畜産加工食品
水産加工食品	加工魚介類 加工海藻類 その他の水産加工食品
その他の食料品	調味料及びスープ 食用油脂 調理食品 他に分類されない食料品
飲料、水	アルコールを含まない飲料 アルコールを含む飲料（医薬用を除く。） 氷
添加物	添加物
器具	合成樹脂製の器具
容器包装	合成樹脂製の容器包装

表2 営業の形態（届出業種）

営業の形態	
1	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）
2	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）
3	乳類販売業
4	冰雪販売業
5	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）
6	弁当販売業
7	野菜果物販売業
8	米穀類販売業
9	通信販売・訪問販売による販売業
10	コンビニエンスストア
11	百貨店、総合スーパー
12	自動販売機による販売業（5コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）
13	その他の食料・飲料販売業
14	添加物製造・加工業（食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
15	いわゆる健康食品の製造・加工業
16	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
17	農産保存食料品製造・加工業
18	調味料製造・加工業
19	糖類製造・加工業
20	精穀・製粉業
21	製茶業
22	海藻製造・加工業
23	卵選別包装業
24	その他の食料品製造・加工業
25	行商
26	集団給食施設
27	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）
28	露店、仮設店舗等における飲料の提供のうち、営業とみなされないもの
29	その他